

# NO！「危険ドラッグ」

## 危険ドラッグ3ない運動推進中！

～「買わない」「持たない」「使わない」～

危険ドラッグを使用した人が、**意識障害、けいれん、呼吸困難等**を起こして、**死亡**したり、重体に陥る事件や、**重大な交通事故**を引き起こす事例が多発しています。

これら商品は、そのほとんどが**違法**で、「ハーブ」「お香」「バスソルト」「アロマ」などと**使用目的を偽装**して販売されています。体への影響は、麻薬や覚醒剤と同じか、それ以上の**未知の薬物**で**大変危険**です。

### 合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名:「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名:MDPV」を検出



商品名:「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名:4FMP」を検出



商品名:「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名:APICA」を検出

## 指定薬物の取締強化

～薬事法の一部改正 **平成26年4月1日**施行～

薬事法の指定薬物について、その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに禁止され、違反した場合には罰則が科されます。



危険ドラッグに関する情報は、最寄りの警察までご連絡ください。

愛媛県警察本部

